



平成28年 5 月 9 日

各 位

会社名 アネスト岩田株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 壺田 貴弘  
(コード番号：6381 東証第1部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 鷹野 巧一  
(TEL. 045-591-9344)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の当社第70期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

(1)平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2)上記(1)に伴い、取締役の員数を適正規模にするため、取締役の員数を9名以内に、うち監査等委員である取締役の員数を4名以内に変更するものです。

(3)上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、重複規定の整理その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は当社第70期定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 定款変更の内容

下線部は変更箇所を示します。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 条文省略	第1条～第3条 現行のとおり
(新設)	<u>第4条(機関)</u>

<p><b>第4条(公告の方法)</b> 条文省略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p><b>第5条～第12条</b> 条文省略</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p><b>第13条～第14条</b> 条文省略</p> <p><b>第15条(招集権者および議長)</b> <u>株主総会の議長は取締役社長が当る。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に支障あるときは</u> <u>予め取締役会</u>で定めた順序により他の取締役が当る。</p> <p><b>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b> 条文省略</p> <p><b>第17条(決議の方法)</b> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 条文省略</p> <p><b>第18条～第20条</b> 条文省略</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第21条(取締役会の設置)</b> <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p><b>第22条(員数)</b> 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p>	<p><u>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 取締役会</u></li> <li><u>2. 監査等委員会</u></li> <li><u>3. 会計監査人</u></li> </ol> <p><b>第5条(公告の方法)</b> 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p><b>第6条～第13条</b> 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p><b>第14条～第15条</b> 現行のとおり</p> <p><b>第16条(招集権者および議長)</b> <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数のときは、その順序は、あらかじめ取締役会の決議をもって定める。</u> (2) <u>代表取締役に支障あるときは、あらかじめ</u> <u>取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに</u> <u>当る。</u></p> <p><b>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b> 現行のとおり</p> <p><b>第18条(決議の方法)</b> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 現行のとおり</p> <p><b>第19条～第21条</b> 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
---	--

(新設)

### 第23条(選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 条文省略

(3) 条文省略

### 第24条(取締役の解任)

条文省略

### 第25条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(新設)

### 第26条(代表取締役)

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は2名以内とする。

### 第27条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

### 第28条(取締役の責任免除)

条文省略

(新設)

### 第22条(員数)

当会社の取締役は9名以内とする。

(2) 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

### 第23条(選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

(2) 現行のとおり

(3) 現行のとおり

### 第24条(取締役の解任)

現行のとおり

### 第25条(任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(削除)

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

### 第26条(代表取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から2名以内の代表取締役を選定する。

### 第27条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

### 第28条(取締役の責任免除)

現行のとおり

### 第29条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の

### 第29条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の7日前に通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

### 第30条(取締役会の決議方法)

条文省略

### 第31条(取締役会の決議の省略)

当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

### 第32条(取締役会の議事録)

取締役会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

### 第33条(取締役会規定)

取締役会に関する事項については法令又はこの定款に定める場合を除き取締役会規定による。

定めがある場合を除き、取締役会の定めるところによる。

### 第30条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に対して通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### 第31条(重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

### 第32条(取締役会の決議方法)

現行のとおり

### 第33条(取締役会の決議の省略)

当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### 第34条(取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

### 第35条(取締役会規程)

取締役会に関する事項については法令またはこの定款に定める場合を除き、取締役会によって定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役及び監査役会

### 第34条(監査役および監査役会の設置)

当社は、監査役および監査役会を置く。

### 第35条(員数)

当社の監査役は4名以内とする。

### 第36条(選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。  
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### 第37条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする  
補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第38条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第39条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に通知を発する。  
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第40条(監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第41条(常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

## 第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

**第42条(監査役会の議事録)**

監査役会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(削除)

**第43条(監査役会規定)**

監査役会に関する事項については法令又はこの定款に定める場合を除き監査役会規定による。

(削除)

**第44条(監査役の責任免除)**

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(新設)

**第36条(監査等委員会の招集通知)**

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

**第37条(監査等委員会の決議方法)**

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(新設)

**第38条(常勤の監査等委員)**

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(新設)

**第39条(監査等委員会の議事録)**

監査等委員会の議事録は、法令で定めるところに

(新設)

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p><b>第45条(会計監査人の設置)</b> 当社は、会計監査人を置く。</p> <p><b>第46条～第47条</b> 条文省略</p> <p><b>第48条(報酬等)</b> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><b>第49条(会計監査人の責任免除)</b> 条文省略</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p><b>第50条～第53条</b> 条文省略</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>より書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第40条(監査等委員会規程)</b> <u>監査等委員会に関する事項については法令またはこの定款に定める場合を除き、監査等委員会によって定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><b>第41条～第42条</b> 現行のとおり</p> <p><b>第43条(報酬等)</b> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><b>第44条(会計監査人の責任免除)</b> 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p><b>第45条～第48条</b> 現行の通り</p> <p><b>付則</b> <b>(監査役の責任免除に関する経過措置)</b> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第70期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成28年6月28日(火曜日)

定款変更の効力発生日

平成28年6月28日(火曜日)

以上